

成尋をめぐる宋人：「參天台五臺山記筭記」二の 一：成尋と蘇東坡

著者	藤善 眞澄
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	26
ページ	1-16
発行年	1993-03-31
その他のタイトル	Sunnains around Jyojin : Jyojin and Su'Tung-po
URL	http://hdl.handle.net/10112/16238

成尋をめぐる宋人——「參天台五臺山記劄記」二の一

——成尋と蘇東坡——

藤 善 眞 澄

はじめに

旅行記の史料的价值は歴史のある時期、ある地域の姿を立體的に生々しく傳えていることである。とりわけエトランゼの手になる作品は、見るもの聞くものすべて珍らしく、土地の人びとにとっては平凡で日常茶飯事のこと、語るに足りず記録に留める必要を認めない事實ですら、ある種の感慨と愉悅、時には誤解や錯覺をなймаぜに紹介して貴重である。わが平安朝の入宋巡禮僧成尋が書き残した『參天台五臺山記』(以下『參記』)八巻も、その例に漏れない。還曆を過ぎた老僧にしてはといふべきか、著宿なればこそとみるべきか、驚くべき物見高さと旺盛な知識欲とを驅使して、全篇いたるところに中國の史籍にはない記述があり、興味つきない内容となっている。まさしく佛教史や日中交渉史はもちろんのこと、政治、經濟、文化そして地理などに至る宋代史資料の豊庫といえよう。

筆者はかつて「參天台五臺山記劄記一」と銘うち、日宋交通路の

問題をとりに上げ、成尋の記述によって新たな視座が與えられることを論證した⁽¹⁾。本稿はそれにつづく第二弾として成尋らが關わりを持った宋人の中、宋朝の官僚に焦點をしぼり、成尋本人が知らなかつた事實を掘り起しながら、宋代史料の一つとして彼の日記を位置づけてみることにする。

一

成尋ら一行を乗せた宋船は、目指す明州(浙江省寧波)へ向うべく定海縣、現在の鎮海縣に接岸した時、なぜか明州への入港を拒否され、そのまま杭州灣を西へ進み杭州へ達した。このコースについては前稿において成尋の記録を辿りながら、諸先學の誤解を正しつつ究明しておいた。その論據というのはすなわち熙寧五年(延久四年)四月四日條の

從港入明州、令不入明州、直向西赴越州——港より明州に入る。令、明州に入れず。直ちに西へ向い越州に赴む。

の文である。當時の航路は海洋から鎮海縣の突端にある有名な招寶山に向い、甬江を溯って明州に達し、明州から餘姚江に入るや、今度は運河を傳つて越州そして杭州へと向うのが普通のルートであり一般の常識となっていた。そのため右文を「明州へ入れしめず」と読み、明州についたものの明州への上陸を許されず、そのまま越州へ直行したものと解釋され、杭州灣ぞいのルートは完全に無視されてきたのである。けれども右の文は「〔定海縣〕令は明州に入れず」と讀むのが正しく、甬江を溯上せず鎮海縣より西北へ針路をとり灣岸ぞいに越州思胡浦へ向つたとせねばならず、こうした杭州灣を利用したルートも嚴然として残っていたことを知るのである。

ところで『寶慶四明志』卷一八・縣令條によれば、時の定海縣令は李公綽であった。

以大理寺丞^二知、熙寧四年四月初三日、到^レ任、六年十月、轉^二太子中舍、七年四月二十八日 滿

つまり成尋らが到來する前年四月三日、李公綽は任期満了の李茂立にかわつて定海縣令につき、任期中に大理寺丞より太子中舍となり、まる三年をへて得替したわけである。成尋が記す最初の中國官人であるけれども残念ながら彼の經歷はよく分らない。²成尋の記載は、はからずも定海縣令が海舶の發着や甬江の管理運営に深くかかわっていた状況を示す内容といわねばならない。このことからすれば翌年六月十二日、中國に滞まる成尋と彼の小僧二人を残して歸國する賴縁ら五人が、明州で乗り込んだ定海縣より差しまわしの孫吉の船

も、³おそらく依然として鎮海知縣であつた李公綽の差配によるものとみてよからう。

成尋らが本格的な交渉を持ったのは杭州の官人達である。錢塘江の大潮波に驚きながら湊口を運河へと入り朱橋のあたりに停泊した一行の船は、翌日上げ潮に乗じて渾水閘、ついで清水閘を通り、保安水門にあつた市舶司衙とおぼしきあたりに船を着けた。四月十四日のことである。¹

十六日^乙、雨下、巳時、問官著^二客商官舍、乘^二轎子、具^二數多眷

屬^二來著、予上^二官舍、住^二一屋內、運納船物、以^二官夫運納、予行^二向問官許、付^二申文、一見了後返與、明日自參^レ府可^二獻上^二者

宋代では廣州のほか泉州、杭州に市舶司が置かれ、さらに秀州、温州、明州、密州へと擴充されていく。杭州のものは淳化元年（九九〇）、一時明州に徙されたものの同六年には杭州にもどされ、のち咸平二年（九九九）になつて明州市舶司が別置されている。成尋らが到着して數年ののち、元豐年間に行われた官制の改革によつて市舶司の長官である市舶使は提舉市舶司と改められ、かつ當該路の轉運使の兼務するところとなるが、それまでは在所の知州兼任というのが普通であり、また屬僚の判官も州の通判が兼ねていた。したがつて成尋到着時の杭州市舶使は、後で詳しく觸れるとおり沈立、字は立之といふことになる。

成尋が申文を提出した問官が誰であつたかは不明である。申文を一覽して「明日、自ら府に參り獻上すべし」といへば、少くとも知

州沈立ではなく、さりとて「轎子に乗り數多の眷屬を具して來著す」⁽⁵⁾の問官は輕輩でもない。この問官の業務は入港した成尋らの船と積荷を臨檢し、關稅の徵收いわゆる抽解が主たるものであるから、市舶司の判官すなわち杭州通判か推官クラスの人物ではなかつたかと思われる。なお市舶司の規定いわゆる市舶條例には居留外國人の扱ひも含まれているため⁽⁶⁾、成尋はひとまず問官のもとに申文を提出したのであるが、後日この問官は成尋から三貫文の心づけを贈られたのである。「問官の恩は不可思議なり」といわしめるほどの配慮をみせている。⁽⁷⁾それにしても市舶司の臨檢官を問官の語で表わすなど入宋直後の成尋にできる造語ではない。おそらく當時用いられていたものを宋船の人びとに示されるがまま書き記したものに違いない。いつに變らぬ官界のおどろおどろした狀況とあわせて興味を引くところである。さて問官の指示に従つて府衙に天台山巡拜の許可を求める申文を提出することになった。幸いにも陳詠なる通事を得た⁽⁸⁾成尋は府衙において

〔四月〕廿六日^亥、辰時〔陳〕詠共參^レ府、獻^レ參^二天台山^一由申

文、於^レ廊可^二點茶^一由有^レ命、卽向^レ廊喫^レ茶、次從^二都督內^一、以^二新去^二茶院^一、銀花盤送^二香湯^一、飲了、見物之人濟々也、退出了

と都督より格別に茶と香湯をふるまわれた次第を紹介する。客を迎えるに茶を點じ、客を送るに湯を獻ずるといふしきたりを踏まえた⁽⁹⁾供應ぶりである。ここにいう都督とは知州のことであり、知州が民政だけでなく軍事まで一元的に掌握したことに由来する稱呼で、知

州衙を都督廳という場合もあつた⁽¹⁰⁾。宋の官制を知らないはずの成尋が「都督の門を見るに日本の朱門の如し」、あるいは「都督の北方、市中より過ぎ行く」と記しているのは、これもまた宋人の教示によるものであろうから、世俗一般に知州を都督の名で呼ぶのが慣例化していたことを物語っている⁽¹¹⁾。

先ほど當時の杭州市舶司は杭州の知州沈立であつたと述べた。では、この知杭州であり成尋が姓名も傳えないまま茶湯をふるまわれた都督沈立とは、どのような經歷の持主なのであろうか。

沈立、字は立之、歷陽（安徽省和縣）の人である。『宋史』卷三三三に本傳があるほか楊傑の『無爲集』卷一二所收「右諫議大夫沈公神道碑」が成尋入宋頃の動向を傳える具體的な資料としてある。

父は天聖二年（一〇二四）に卒した光祿少卿沈平⁽¹²⁾。本傳によれば進士及第のち簽書益州判官をふりだしに兩浙轉運使、三司戶部判官となり、もっぱら水利、經濟畑を歩んだ。彼が益州において著わした『河防通議』は河水防治のための主要テキストとなり、また兩浙轉運使時代に通商法の實施を求めて世に問うた『茶法要覽』は、三司使張方平に推賞採擇され、やがて戶部判官として中央に迎えられることになる。のち冊禮使として契丹に赴き、京西・京北轉運使に轉じたが⁽¹³⁾、治水に一家言を持つ彼には、つねにその方面からの諮問があつたようである。さらに集賢修撰・知滄州より右諫議大夫・判都水監に入り、江淮發運使、知越州そして知杭州に任ぜられたのである。兩浙轉運使のとき以來、二度目の杭州生活であるが『乾道臨

安志』卷三によれば、知杭州となつたのは熙寧三年十二月、知青州へ轉じた趙抃のあとをついだものである。彼が知審官西院として中央に召されたのは熙寧五年五月十六日のことであるらしいので、知杭州在任はわずか一年半である。後年、江寧府に轉出し知宣州となり、『續資治通鑑長編』(以下『長編』)卷二八七によれば

元豐元年春正月甲寅、右諫議大夫・提舉崇禧觀沈立卒

という。『宋史』本傳に七二歳卒とあれば、知杭州時代の沈立は六四・五歳にあたる。

沈立は審官西院時代に『新修審官西院敕』十卷を編纂したのち『都水記』二百卷、『名山記』百卷を献上している。このほか彼には『監萊總類』『賢牧傳稽正辨訛』『香譜』『錦譜』といった文集あわせて百卷があった。益州時代すでに「悉く公粟を以て書を售い、積巻數萬」といわれる大藏書家であり實務型の文人官僚であった沈立が、時の實力者王安石とどのような關係にあつたのかを示す積極的な資料はない。とはいえ『元祐黨籍碑』などにもみえず、新法全盛のとき衝替を得て中央へ迎えられ、また逆に王安石が宰相職を辭した頃に再び外任を授けられている事實を勘案するならば、實務型の彼は王安石寄りの人物とみたほうがよいのではなからうか。ともあれ成尋入宋の後ほどなくして沈立は知杭州より知審官西院に擢んでられて都に上ることになるわけである。その彼が成尋らに示した態度は懇切であつたらしく、一行が宿泊した抱劍營の客店主張三郎と船頭の吳鑄とが府廳から歸つてきたとき「知府都督の大師の爲にす

る其の志は丁寧なり」(『參記』卷一(五月一日條))と語っており、わざわざ使いを走らせ上紙四帳に上筆一管をそえて日本の假名を書いて欲しい旨を申入れるなど(『參記』卷一(五月三日條))、異國に對する深い關心のほどを見せている。

二

前にもふれた『參記』卷二・熙寧五年六月五日條に、前日台州より持ち歸つた杭州牒の案文が貼付されており、長文であるが煩をいとわず全文を掲載すれば以下のとおりである。

杭州 公移付客人陳詠

移日本國僧成尋、昨今杭州巡禮、欲往台州天台山、燒香供養羅漢一回、成尋等是外國僧、恐關津口本被人推問無去著、乞給公移隨身照會、并移明州客人陳詠狀、昨於治平二年內、往日本國買賣、與本國僧成尋等相識、至熙寧二年、從彼國販載留黃等、杭州抽解貨賣、後來一向只在杭蘇州買賣、見在杭州把劍營張三客店內安□、於四月二十日、在本店內、逢見日本國僧成尋等八人、稱說從本國泛海前來、要去台州天台山燒香、陳詠作通事、引領赴杭州、今甘課遂僧同共前去台州天台山燒香、廻來杭州、趁船却歸本國、并移把劍營開張客店百姓張賓狀、四月初九日、有廣州客人曾聚等、從日本國博買得留黃水銀等、買來杭州市船司抽解、從是本客船上附帶本國僧人成尋等八人出來安下、今來却有明州客人陳詠、與遂人相識、其陳詠見在江元店安下、本人情教甘課遂僧同共往台州、得前去台州天台燒香、廻來杭州、趁船却歸本國、

如將來却有異同、各甘深罪、不將看、右事須出給公移、付客人陳詠、收執引帶本國僧成尋等八人、前去台州天台山燒香訖、依前帶領遂僧迴來當州、趁船却歸本國、依台州倣此公移赴州、在路不肯別致東西及違非留帶、如連罪歸有處、熙寧五月初三日給

權觀察推官呂甫

權弟度推官季流

觀察判官許直

南宮比部員外郎判軍列事權立

大德僧員文館判軍列事權立

尚書比部郎中判軍列事權立

右諫議大夫和凝判軍列事權立

杭州、公移もて客人陳詠に付し、日本國僧成尋〔の状を〕移するに「昨今、杭州を〔出でて〕巡禮し、台州の天台山に往きて羅漢に燒香し供養すること一回せんと欲す。成尋等は是れ外國の僧にして、關津口にて本より人の推問を被むり去著無きを恐るれば、乞うならく公移を給わり身に隨えて照會せんことを」とあり。并た、明州の客人陳詠の状を移するに、「昨、治平二年（一〇六五）内に於いて、日本國に往きて買賣せしとき、本國の僧成尋等と相識れり。熙寧二年（一〇六九）に至り、彼の國より留黃等を販載し、杭州にて抽解し貨賣す。後來、一向に只だ杭・蘇州に在りて買賣し、見は杭州把劍營の張三〔郎〕が客店內に在りて安下せり。四

成尋をめぐる宋人——『參天台五臺山記劄記』二の一

月二十日に於いて本店内に在りて日本國の僧成尋等八人に逢見たるに稱説らく、『本國より海に泛びて前來り、台州天台山に去きて燒香せんことを要む』と。陳詠は通事と作り、引領して杭州に赴く。今、課〔罪〕に甘んじて僧を遂り同共に台州天台山に前去て燒香し、杭州に迴來り船に越きて本國に却歸さん」とあり。并た、把劍營にて張客店を開ける百姓張賓の状を移するに、「四月初九日、廣州の客人曾聚等有りて日本國より博買し、留黃、水銀等を得、買來り杭州市舶司にて抽解せり。是れ従り本客船上に附帶せる本國の僧人成尋等八人、出で來たり〔張客店に〕安下す」と。

今來、却た明州の客人陳詠有りて逐人と相識れり。其の陳詠は見、江元店に在りて安下す。本人の情教として「課〔罪〕に甘んじて僧を遂り同共に台州へ往き、台州天台〔山〕に前去て燒香するを得たれば、杭州に迴來り船に越きて本國に却歸さん。如し將來、却た異同有れば、各おの課罪に甘んじて將看せず」とあり。右の事、須らく公移を出給して客人陳詠に付し、「日」本國の僧成尋等八人を收執し引帶して台州天台山に前去て、燒香し訖らば、前に依りて帶領し、僧を遂りて當（杭）州に迴來り、船に越きて本國に却歸すべし。台州に依り此の公移を倣めて州に越き、路に在りては別に東西を致し、及び違非し、留帶（滯）するを肯ざざれ。如し罪に連べば、歸するに處有らん。

熙寧五〔年五〕月初三日、給す。

權觀察推官 呂甫

權節度推官 季疏⁽¹⁷⁾
 觀察判官 許直

尙書比部員外郎簽書節判廳公事 徐

太常博士直史館通判軍州事 蘇立⁽¹⁸⁾

尙書比部郎中通判軍州事 劉直⁽¹⁹⁾

右諫議大夫知軍州事 沈

(1) 原本は權宦 (2) 原本は季 (3) 原本大 (4) 原本真

右牒文の内容が日宋交渉史に得難い貴重資料であることは誰しも認めよう。そのいくつかを示せば、

一、成尋らを乗船させた廣州商人曾聚達は留黃、水銀等を日本より博買して歸國し杭州市舶司にて抽解すなわち關稅を支拂ったこと

一、成尋ら外國人は前出申文を知州のもとに提出し、入國の報告と國內移動の許可を求め、かつ中國の公移つまりパスポート・ビザないし通行手形を求めたこと

一、從來、彼我の史乘に現われない陳詠なる明州商人が、それまでに五度も日本に渡り留黃等を船載した經歷の持主であること⁽¹⁹⁾
 一、來航者を宿泊せしめた客店主は、その旨を必ず官衙にとどける義務があったこと

などである。成尋の申文に添付されていた陳詠の書狀から、治平二年（日本治曆元年・一〇六五）すでに陳詠と知りあい入宋の計畫を

着々と進めていた成尋の姿が浮び上ってくる。また官牒における書式、署名押捺の序次⁽²⁰⁾などについても恰好の資料となるのは申すまでもない。

さて大日本佛教全書本の考證では、右牒文の發給を「熙寧五年六月初三日」とするが、その誤りであることは右牒文と並び記された台州牒が六月初一日付であることから明らかである。したがって末尾にみえる「右諫議大夫知軍州事沈」は、知杭州軍州事沈立でなければならぬ。彼の知審官西院任命が五月十六日であることを知れば疑う餘地はあるまい。ただし後述するとおり沈立が杭州を去ったのは熙寧五年八月、奇しくも成尋らが天台山を去り知杭州の配船に乗り汴京へ出立したのと前後するのである。

宋代の官制では知州の專横をチェックする機關として通判〔杭州軍州事、略して通判を置いたが、その數は重要な州で二人、普通は一人である。本來は知州より一等級低いものの監州とも稱されるほど知州に對する權限を賦與されていたが、次第に財政擔當の屬僚となり下っていった。⁽²¹⁾杭州は大州として通判二人であり、成尋が日記に貼付してくれた杭州牒によって、それが沈立の知州時代には劉某と蘇某であったことを知ることができるのである。兩名の中、劉某のことはしばらく置き、「太常博士直史館通判軍州事蘇立」⁽²²⁾について検討しよう。

王安石執政下の杭州通判として念頭に浮ぶのは蘇軾である。熙寧四年、有名な李定事件と並行して新法派による蘇軾彈劾事件が起

った。すなわち李定を辨護する新法派の侍御史謝景温が、父蘇洵の柩を故郷の眉山へ護送するとき他人の船を使用し、官僚としてあるまじき商賈を行ったと告發したのである。李定・蘇軾いづれも新・舊兩派の加害者であり被害者でもあったわけであるが、兩派入り亂れての非難攻撃に政界は混乱の度を加え、蘇軾はついに外任を願い出た。この時、知州の資格を有するにもかかわらず潁州（安徽省阜陽縣）通判のポストが準備された²³。しかし神宗直ちきのはからいにより通判中でも格の高い杭州に任命されることになった。時に熙寧四年六月、杭州着任が十一月、ちょうど成尋入宋の半年前のことである。

爾來、三年の任期いっばいを勤めあげ密州（山東省諸城縣）知州となり杭州を去ったのが熙寧七年九月であった。この間、成尋もやがて深くかかわりあう早魃が全國を襲い、中央政界では新法への非難反撥を増幅させ、蘇軾が密州へ赴くより早く王安石は宰相の座を辭し、翌八年二月に返り咲くまで江寧府（南京）の知府に退くことになる。司馬光や蘇軾、蘇轍らを中央へ召喚すべきだとの聲もついに聴きとどけられず、蘇軾はわずかに遅れて密州へ配轉されるのである。したがって前出の杭州牒にみえる「蘇立」とは、まさしく蘇軾その人でなければならない。

従來、『參記』を讀み、かつこの杭州牒を利用した先學者達が「蘇立」に關心を示さなかつたのは、割合い手蔓の得易い知州にひきかえ通判以下は特定し難いということ、なによりも「蘇立」と解

讀した日本佛教全書本に影響され、蘇立なる人物と誤解したことによるのであろう。それは抄本の東福寺本が呂甫、季（李）疏、許直、徐□、蘇立、劉直、沉□と作るがためであり、したがって徐某は下端の故にカットされ、沈某も傳寫の間に脱落したものと判断して無理はない。しかし姓はともかく名はいわゆる押字・押名にほかならず各人獨自に創意工夫をこらしたサインであれば、必ずしも素直に讀める代物ではない。事實、蘇軾の場合でも「蘇立」と作られているとおり、成尋が貼付しておいた牒案を抄寫するとき如上の文字に誤ったものと思量する。

押字について、成尋入宋時に生れた葉夢得の『石林燕語』卷四に、唐人、初未^レ有^二押字^一、但草書其名、以爲^二私記^一、故號^二花書^一、韋陟五雲體、是也、余見^二唐話書名^一、未^レ見^二楷字^一、今人押字、或多^二押名^一、猶是此意、王荆公押石字、初横一畫、左引^レ脚、中爲^二二圈^一、公性急、作^レ圈多不^レ圓、往往窩匾、而收^二横畫^一、又多^二帶過^一、常有^二密議^一、公押^二歹字^一者、公知之、加意作^レ圈。

と王安石のものを例にあげている。唐代中期には始まっていたとみられる押字も、草名體のほか種々の書體を派生するが、葉夢得の記載をもとに推しはかれば北宋時代の官文書では一字體つまり名諱をデザインした程度であり、成尋の杭州牒が恰好のサンプルといつてよからう。簡単な王安石の石ならばともかく、蘇軾の軾押子を判讀できなかったとしても、決して咎められるものではない。

もう一人の通判、すなわち「尙書比部郎中通判軍州事劉直」とは誰か分らない。直が劉某の諱押字であることは勿論である。杭州通判時代の蘇東坡詩に現われる劉某としては劉恕(道原)、劉季孫、劉攽などの名が掲げられるが、いずれもこれに該当しない。今『宋史』卷四二六・循吏傳の魯有開・字は元翰の傳をみると、知南康軍より都に還ったとき王安石に江南の狀況如何を問われ、新法が實施されたばかりでまだ弊害は現われていないものの、今後が問題でしょうと答えたため、「出されて杭州に通判たり」とある。この魯有開こそ蘇軾の詩にしばしば現われる魯少卿にはかならない。「九日、舟中より有美堂上に魯少卿が飲する處を望見し、詩を以て之に戯る」(『東坡詩』、卷一五)、「元翰、少卿、谷廉の水一器、龍團二枚を寵惠され、仍って新詩を以て祝と爲る。歎味して已まず、次韻して和し奉る」(『元日、丹陽を過る。明日は立春なれば魯元翰に寄す』(『東坡詩』)などの作品によって蘇軾ときわめて親しい同僚であったことが分る。初見が施宿の『東坡年譜』どおり熙寧六年九月作「九日、舟中より云云」の韻だとすれば、南康軍より杭州に轉じたのは同年の中頃とせねばならない。よって成尋の杭州牒にみえる前通判の劉某は熙寧六年の夏まで在任していたとみてよいであろう。今のところ身近にあった蘇軾の作品を介しても手懸りを得られないのは惜しいが、あるいは二人の疏遠な關係に新法・舊法兩派の對立を想定してよいのか

も知れない。

湖上棠陰手自裁 湖上の棠陰 手自ら裁う

問公更得幾回來 公に問う 更に幾回か來たるを得んと

水仙亦恐公歸去 水仙も亦 公の歸去するを恐れ

故遣雙蓮一夜開 故に雙蓮をして一夜に開かしむ

「沈諫議、召して湖に遊ばしむるに赴かず。明日、雙蓮を北山の下に得たり。一絶を作り持して獻す。沈、既に和せられ、又、別に一首を作る。因って其の韻を用う」と題した蘇軾の初首である。同僚時代わずか半年餘とはいへ、知州沈立との交りを語る和韻は皆無であって、わずかに残る「和沈立之留別二首」(『東坡詩』)ともども沈立を送る詩にとどまる。おそらく別離の宴を沈立自らが張ったにもかかわらず出向かなかったものであろう。それは「留別」第二首に

詔書行捧縷金牋 詔書行くゆく捧げん 縷金の牋
樂府應歌相府蓮 樂府應に歌うべし 相府の蓮
莫忘今年花發處 忘るる莫かれ 今年花發きし處
西湖西畔北山前 西湖の西畔 北山の前

と詠っていることから推測できる。沈立を審官西院に任ずる「詔書」が發せられたのは五月十六日。したがって前韻をものしたのは「留別二首」の作られた八月までの間とみられるが、沈立の後任陳襄との交遊ぶりと比較する時、沈立と蘇軾の仲はさほど親密なものであったとは思われない。小川環樹氏が「和沈立之留別二首」の注に「蘇軾は沈立とは政治上の立場を異にして、心を許しあう間柄で

はなく、先の詩を含めて儀禮的であるのを免れない」(『蘇東坡詩集』第二冊、三六八頁)と述べられているのは正鵠を射ていよう⁽²⁷⁾。通判劉某との関係も同然であったに違いない。

成尋の杭州牒に署名する官人の中、蘇軾の詩文より手懸りが得られるのは、「權觀察推官呂甫」である。それは熙寧五年七月上旬の作とされる「徑山より回り、呂察推の詩を得たり。其の韻を用い、之れを招きて湖上に宿す」⁽²⁸⁾、翌六年春とみられる「曾元恕、龍山に遊ぶ。呂穆仲は至らず」⁽²⁹⁾および同年五月の「五月十日、呂仲甫・周邠、僧の惠勤・惠思・清順・可久・惟肅・義詮と共に湖に泛べて北山に遊ぶ」⁽³⁰⁾、そして「呂穆仲寺丞に寄す」⁽³¹⁾である。

呂仲甫、字は穆仲、河南の人である。祖父は太宗・眞宗の二代に仕え「國朝以來、三たび相に入る者は、惟だ趙普と呂蒙正とのみ」(『宋史』卷六六五)と稱された名臣呂蒙正(九四四—一〇一一)である。また父の從兄には呂夷簡(九七八—一〇四三)がおり仁宗時代に參知政事・同平章事となり、前後十餘年にわたり宰相のポストにあった。呂仲甫の傳はないけれども河北西路提點刑獄、京東路提點刑獄、發運副使、戸部侍郎などをへて知鄧州、さらに知荆南となっている⁽³²⁾。蘇軾の「呂穆仲京東提刑制」(『蘇軾文集』卷三八)も残っており、両者がいかに親しい関係であったかを物語ってくれる。

上記の詩中、「呂穆仲寺丞に寄す」は熙寧八年、密州での作とみられている⁽³³⁾。

孤山寺下水侵門 孤山寺下 水は門を侵す

成尋をめぐる宋人——『參天台五臺山記劄記』二の一

每到先看醉墨痕 到る毎に先ず醉墨の痕を見る
楚相未亡談笑是 楚相未だ亡ぜず談笑はなり
中郎不見典刑存 中郎見ざれども典刑存す
君先去踏塵埃陌 君先ず去つて踏む塵埃の陌
我亦來尋桑棗村 我れも亦來り尋ぬ 桑棗の村
廻首西湖眞一夢 首を廻らせば 西湖は眞に一夢
灰心霜鬢更休論 灰心霜鬢 更に論ずるを休めよ

これによって、呂仲甫は蘇軾が密州に轉するよりも早く、杭州を去つて都に上つたことが分るのである。

ところで前出の察推とは觀察推官の略である。普通にこれら幕職官の任期は三年。したがって呂仲甫が觀察推官の任にあったのは、熙寧八年より逆算しても成尋の杭州牒に記される「權觀察推官」とは完全に重なりあう任期となる。さらに諱の一字を形様化するという一字體の花押を念頭に置くならば、杭州牒の「呂甫」とは明らかに呂仲甫以外には考えられないのである。かく蘇軾の詩によって『參記』の空欄が美事に埋められるばかりか、成尋の記録によって呂仲甫が正しくは權觀察推官であり、熙寧五年五月には杭州にあった事實を知ることができるのである。

残念ながら簽書節判廳公事徐某および觀察判官許直については明らかにし難く、蘇軾の作品にも、杭州通判時代には徐・許兩姓に屬する人物はみえていない。最後の權節度推官季疏については季を李の誤りとして季疏に訂正するならば、やはり蘇軾の詩にそれとおぼ

しき人物がいる。

熙寧六年正月下旬から二月上旬にかけて、蘇軾は行部つまり杭州管轄の諸縣を巡察に出かけた。その道中の第一作に「富陽・新城に往く。李節推、先に行くこと三日、風水洞に留まりて待たる」³⁴がある。第三連で「路長く漫漫として江浦に傍^そう」と詠うように、錢塘江に沿って上流の富春江北岸に位置する富陽縣に達する。ここより西南につづく新城縣、杭州より西南約八〇キロメートルにある現在の城陽に向うわけである。先學によって右の詩から「山村、五絶」にいたる十四首を、第二連に「此の間、我が吟無かる可からず」と嘯く道中の作に比當されているが、これらの詩は當時における杭州―富陽―新城間のルートを明らかにする興味深いものとなっている。李節推が待つ風水洞は杭州の西南方おおよそ三〇キロメートル、舊名恩德院、蘇軾の頃には慈巖院と稱する寺院内にあった。³⁵この道中の作には「風水洞、二首。李節推に和す」³⁶があり、行部に同行した李節度推官こそ杭州牒の權節度推官李疏^すであろうと考える。

李節推を「靈隱寺に遊び、戯れに開軒李居士に贈る」の李居士とする説がある。この詩は『東坡詩』などにはみえず『東坡七集』の『續集』巻二や『外集』巻四に載せており、查慎行『補注東坡編年詩』は『外集』李居士の原注に、「李必節推」の四文字が加えられていることから李居士を李必、すなわち李節推であろうというのである。李必の傳歴は詳かでない、李居士を李必と速断することには躊躇するけれども、節度推官李必の存在は認めてよいように思う。

少くとも他に比定しうる者が存在しない以上、杭州牒の李某は蘇軾の李節推であり、李必なる人物であるとしておきたい。

四

熙寧五年五月四日、杭州をあとに天台山へ向い、同月十三日に天台國清寺に到着、佛蹟巡拜をすませた成尋ら一行は、その間に五臺山參詣の申請を行い、神宗の敕許を得ることができた。かくして同年八月六日に國清寺を發ち、天姥山關嶺を越え曹娥江を小舟で下り東關にて杭州の大船に乗りかえ、同月廿一日に杭州へ歸着することになる。翌廿二日條に、

雨下、辰時、借^レ輪^車（參）^ニ向^テ轉運使衙、有^ニ官人四人、三人著^ニ黑衫、一人著^ニ綠衫、點^ニ茶湯、送^ニ大船^ニ由有^レ命、次參^ニ提舉衙、有^ニ茶湯、依^ニ雨大下、不^レ參^ニ知府都督并通判衙（參^レ）

と述べている。轉運使とは兩浙轉運使のことであり、この頃の轉運使衙は雙門の北にあって南衙・北衙に分れていた。³⁷成尋が轉運使衙を訪れたのは理由がある。それは天台山より越州に到着したとき轉運使と鉢合せしたからである。

十二日^丁、天晴、午時、乘^ニ越州新大船、轉運使被^レ渡^ニ杭州、以^ニ崇班^ニ被^レ示云、於^ニ杭州^ニ奉^レ謁者、越州官人上下、以^ニ女舞樂船、送^ニ轉運使、儀式不^レ可^ニ注盡、（參^レ）^{（熙寧五年八月）}

兩浙轉運使が越州を視察し、今ちようど杭州へもどるところに遭遇したわけである。すでに敕許を得て都へ上ることになった日本僧一

行を無視することもできず、杭州到着後の再會を約束したのであるが、成尋もまた約束に應えて表敬訪問したものである。『夢溪筆談』で有名な沈括が檢正中書刑房公事として兩浙路を巡察したときの報告に、浙東の温州・台州などは熙寧四年以後、監司の視察を経験したことがなく、業務は廢弛し點檢する人もないと述べたのち、

蓋し、監司は止だ浙西（杭州）に在り、船に乗りて往來するのみ。文移旁午して指揮は一ならず、州縣は之れに適從する莫し。

遠民は赴愬する所無く、近郡は將迎に困しむ。（『續資治通鑑長編』卷二五二、熙寧七年四月）

と指摘しているが、成尋の記録はその點を鮮やかに描寫しているようである。

杭州にて轉運使衙に參上した成尋は綠衫の一人と黑衫の三人に面會したという。宋代の制度では唐代の制にならない、官人の朝服を三品以上が紫、五品以上が朱、七品以上が綠、九品以上が青と定めている。ただ神宗のいわゆる元豐の官制改革より已降、紫衣は四品以上とし、六品以上は緋、九品以上が綠に改められ、緋・紫を著ける者は必らず魚帶を佩びる。これを章服といった。³⁹成尋の場合は改革以前であるから綠衣は六・七品とするにしても、黑衫にあたるものが無い。これについて示唆を與えてくれるのは沈括の『夢溪筆談』卷三・辯證である。沈括は熙寧年間の汴京あたりで、皇族やその緣故者達に紫衣を着るのが流行り、その紫は黑紫と稱され皂と見紛うばかりの色であったと述べている。³⁹ 玄を説明してのことだが、これ

によって玄色に近似の紫衫であったことが判明する。『宋史』輿服志五にも熙寧九年に「朝服の紫色にして黑に近きもの」の使用を禁じており、服制の亂れを物語るばかりでなく、成尋が黑衫とみたのは紫衫であったことを傍證してくれる。⁴⁰

ちなみに轉運使の下には副使、判官を置くとはいえ必ずしも一樣ではなく、置廢ともども明確ではない。⁴¹ 兩浙轉運使の場合、至道三年（九九七）に東・西が一路として扱われて以來、熙寧七年（一〇七四）に沈括の上奏により再び兩路に分れるまで使・副使併存であったと考え、成尋の記すいわゆる黑衫三人を、轉運使・副使・判官にあてたいのであるが、⁴² 残念ながら管見の及ぶところ、それを裏づける資料を見出せない。また兩浙轉運使の任にあった者も熙寧三年八月、祖無擇・苗振の事件で副使に降格された太常寺少卿賈昌衡が翌四年五月、潘宿に代って權鹽鐵副使となるまで⁴³ 兩浙轉運使が新たに任ぜられたとも思われず、さりとて彼の後任も明らかでない。わずかに越えて熙寧七年九月、兩浙路轉運使王庭老の名があるもの、翌八年冬十月に呂惠卿と朋附したかどで罷免されているところをみれば、⁴⁴ 賈昌衡と王庭老の間に、もう一人の轉運使を想定するのが理にかなない、それが成尋と交渉を持った人物とすべきかも知れない。

轉運使衙に參上したものの「兩大いに下るに依って知府都督、並びに通判の衙に參らず」、そのまま杭州を後にした成尋であったが翌年五月廿一日、汴京より杭州へもどった時、知州都督および通判に面會することが出来た。

廿一日亥、……中略……次參_二知府舍人許_一、人々喫_レ酒之閒、不_レ觸_二案内_一、還_レ了

廿二日_子甲、天晴、辰一點、參_二通判學士、出_レ船申文與_レ判、劉殿直申文也、次參_二通判郎中許_一、二人共有_レ點_二茶湯_一、次參_二知府舍衙_一、有_二茶湯_一

右の知府舍人が前年五月十六日付をもって知審官西院に昇った沈立のあと、知杭州となった陳襄、通判郎中が尙書比部郎中、通判軍州事劉某、そして通判學士が蘇軾であることは領解できよう。

陳襄（一〇一七〜八〇）字は述古、侯官（福建省閩侯）の人である。⁴⁵慶曆二年（一〇四二）進士及第のち建州浦城縣（福建省）主簿をへて、台州仙居縣令となり、皇祐三年（一〇五一）に著作郎・知孟州河陽縣に轉じた。やがて仁宗朝の名臣富弼に見出され、嘉祐二年（一〇五七）に太常博士・祕門校理、明年には判尙書詞部、同六年には知常州となっている。英宗時代には開封府推官、鹽鐵判官を歴任、神宗朝に入ってから工部郎中、刑部郎中さらに侍御史知雜事などをへたが、富弼と同様に新法を批判したあげく王安石、呂惠卿を貶斥して天下に謝すべしとまで激しく非難したため⁴⁶新法派の憎しみを買った。彼の才覺を高く評價していた神宗は、王安石らの反對を押して試知制誥に任じ中央に留めようとしたが、空氣を察知した陳襄は、自分の主張が通らなかつたことを理由に外任を求めた。王安石が彼のために準備した陝西轉運使のポストにもかかわらず、神宗が懇ろに辭退する彼を慰留し、修起居注そして知制誥兼直學士

院に進めているのも、神宗がいかに期待していたかを物語る。逆に憎しみを増す新法派は小失をあげつらい、知陳州へ追いおとすことに成功する。かくて成尋入宋の年、沈立にかわって知杭州となったわけである。⁴⁷

孫覺の「古靈先生墓誌銘」に記すように、故郷の侯官縣古靈にちなんで古靈と號し、文集二五卷を『古靈集』という。その巻首に收める「熙寧經筵論薦司馬光等三十三人章藁」は、かつて神宗が用うべき人物を問うたとき陳襄が司馬光、韓維、呂公著ら三三名を列擧したものである。中に詞臣として時の尙書祠部員外郎・直史館・權知河中府事蘇軾の名があり、かねがね蘇軾を評價していた事實を傳えている。なお陳襄は杭州にあること二年、『咸淳臨安志』によれば應天府に轉任したといふ「行狀」にはまた熙寧八年、通進銀臺司兼門下封駁事・提舉進奏院となったことを紹介している。⁴⁸そして元豐三年（一〇八〇）三月十一日、判尙書都省をもって卒し、給事中を贈られた。春秋六十四であった。

共に王安石を政敵とし、新法派によって貶謫された陳襄と蘇軾が杭州に相いまみえたのである。兩者の感懐いかばかりであり、交誼いかに展開したかは推測するに難くない。熙寧五年八月、前任者沈立の留別に和した直後、着任早々の陳襄に獻じた「陳述古の拒霜花に和す」を初韻として、二人の交遊ぶりを詠い上げたものは多く、陳襄にも「蘇子瞻通判の告中に在りて、余の出郊するを聞き、詩を以て寄せ見るに和す」⁴⁹ほか贈答の詩詞を残している。「陳述古の拒

霜花に和す（『東坡詩』卷一四）の

千林掃作一番黃 千林掃いて一番の黄を作し

只有芙蓉獨自芳 只だ芙蓉の獨り芳しき有り

喚作拒霜知未稱 喚びて拒霜と作す 知んぬ未だ稱わざるか

細思却是最宜霜 細ら思えば却つて是れ最も霜に宜し

は秋風や霜を王安石ら新法派に、木芙蓉を陳襄に譬えたものと解するの正しである。通り一遍に留別の韻で盡きた沈立との差はきわだっている。

小 結

蘇軾の年譜によれば、成尋が天台山より汴京に向う途中、杭州に滞在した熙寧五年八月廿一日直前まで、折しも行われていた科擧の豫備試験である解試の監試をつとめ、二十日あまりを鳳凰山中腹の中和堂にこもっていた。八月十五日發表の豫定が遅れて十七日の放榜となったことは「八月十七日、復たび望海樓に登り、自ら前篇に和す。是の日、勝出ず。余、試官兩人と復たび留まる、五首」に明らかである。八月十五日夜の「試官の考較を催して戯れに作る」韻に錢塘江の觀潮につき七・八連に

八月十八潮 八月十八の潮

狀觀天下無 狀觀 天下に無し

と詠じており、杭州に着任いらい最高の海嘯を経験していない蘇軾が、文字どおり眺望するのに絶好の望海樓に「復び留ま」ったもの

成尋をめぐる宋人——『參天台五臺山記劄記』二の一

と思われる。成尋は「雨大いに下るに依」って參上しなかったが、知州陳襄にはともかく、參上しても通判蘇軾には面會できなかった可能性が強い。

蘇軾は成尋入宋の年十二月、松江の提防を改修する工事のため北方の湖州に赴き秀州をめぐっており、翌熙寧六年十一月にも、この年から始まる大旱魃に見舞われた常州、潤州などの被災地巡察と飢民救済にあたっている。しかし成尋が汴京から杭州へ歸還した熙寧六年五月には杭州に居すわっており、ここに二人は面談することができ、蘇軾は成尋らの出航許可書に印判し茶湯をふるまったのである。成尋はこの通判學士が後年わが國に大きな影響を與える人物とは、夢にも思わなかったに違いない。具體的なことは何も語らず姓名さえ記していないのは惜まれる。

註

- (1) 「日宋交通路の再検討—參天台五臺山記劄記一」(横田健二先生「文化史論叢」上)、同續(『史泉』六七號)。
- (2) 哲宗の時、熙河效用李公緒なる者があり(『續資治通鑑長編』卷五〇一、元符元年八月條)、排行よりみて同族と思われる。
- (3) 『參記』卷八・熙寧六年六月十一日條に「夜前後孫吉船五人來由申了。但定海縣可送日本船由、可被賜了文由了」とある。
- (4) 「四月十四日癸亥、午時潮滿、人々多來、開河中門戶入船、上河數里、又開水門入船、大橋兩處、皆以石爲柱、并具足物以貴丹畫莊嚴、申時著門官門前、云云」とある。
- (5) 前出『參記』卷一・熙寧五年四月十六日條。
- (6) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶條例」(『東洋學報』七一)、のち

『東西交渉史の研究』(南海篇)。

- (7) 『參記』卷一・熙寧五年四月十八日條「錢三貫借、送問官、開封後可返者」。また同月廿日條に「巳時、以快宗供奉爲首六人、遣問官市、申時沙汰了、如員以小船運來、問官之恩不可思議也」とある。

- (8) 陳詠は排行により陳一郎とも稱している。後に引用する卷二の杭州牒に陳詠の状が記されており、治平二年(治曆元年、一〇六五)に日本へ赴き交易に従事しているとき成尋らと知りあったという。偶然のように記すが到着直後の四月十九日、杭州把劍營の張三郎がホテルでの出會いといい、すでに日本滞在中、兩者の間に密約があったと思われる。卷一・四月十九日條に突然のごとく「陳一郎來向、五度渡日本人也、善知日本語、申云、以陳詠爲通事、可參天台者、乍悅約束了」とあるのはその證である。原美和子氏は五度目の日本來航を治平二年そのものとし、四年滞在ののち熙寧二年(延久元年・一〇六九)杭州に歸着したとされるが(成尋の入宋と宋商人―入宋船孫忠説について―『古代文化』四四卷一號)、陳詠狀から治平二年より熙寧二年まで日本にひきつづき滞在した確證は得られない。あるいは熙寧二年が五度目の可能性もある。なお陳詠は後に成尋の弟子となり出家剃髮して法名を悟本といい、快宗供奉ら五人と熙寧六年(延久五年・一〇七三)日本に來航している。

- (9) 田中美佐「宋代の喫茶・喫湯」(『史泉』六六號)。

- (10) 『夢溪筆談』卷一、「予爲鄆延經略使日、至新一廳、謂之五可廳、延州正廳乃都督廳、治延州事云云」

- (11) 『參記』卷一・熙寧五年四月十四日條「申時、著問官門前、見都督門、如日本朱門、左右樓三間、前有廊并大屋、向河懸簾、都督乘船時屋也」。また同月廿二日條に「都督北ノ方、從市中過行、前後共人數百人也、云云」とある。

- (12) 『蔡忠惠集』卷三六・「沈君墓誌銘」。

- (13) 『韓南陽集』卷一七・「河北轉運使兵部郎中沈立太常少卿」。

- (14) 『韓南陽集』卷一八・「沈立充集賢修撰知滄州」。

- (15) 『北宋經撫年表』卷四も、これに従っている。

- (16) 『乾道臨安志』卷三・陳襄條に「熙寧五年五月乙未、以知陳州尙書刑部郎中知制誥陳襄知杭州」とある。

- (17) 『長編』卷二四一「熙寧五年十二月庚辰、右諫議大夫沈立等、上新修審官西院敕十卷、詔賜銀絹有差」。なお『宋史』本傳はこれにふれない。

- (18) 『長編』卷二六六・熙寧八年秋七月甲子「右諫議大夫沈立、上所集都水紀二百卷・名山記百卷、詔獎之」とある。『宋史』本傳には「立上其(藏書)目及所著名山水記三百卷」とあるが、今は『長編』および『宋會要輯稿』(以下『宋會要』と略す)五六・崇儒五之二に従う。

- (19) 森克巳「日宋貿易に活躍した人々」(『續日宋貿易の研究』第十五章)はこの牒文を利用し、陳詠が治平二年(一〇六五)に來航したことは認めながら、熙寧二年(一〇六九)を同次の歸國年と考えたためか、なんら言及されていない。なお註(8)を參看。

- (20) 葉夢得「石林燕語」卷六に「尙書省、樞密院劄子、體制各不同、尙書年月日、宰相自上先書、有次相則重書、共一行、而左右丞於下分書、別爲兩行、蓋以上爲重、樞密知院自下先書、同知以次、重書於上、策書亦然、蓋以下爲重、而不別行」とある。これによれば州牒は樞密院劄子様式にならっていたことが分る。

- (21) 宮崎市定「宋代州縣制度の由來とその特色」―特に衙前の變遷について―(『アジア史研究』四)。

- (22) 『三朝名臣言行錄』卷九之三、「謝景溫言、范鎮舉蘇軾爲諫官、軾向丁憂、多占舟缸、販私鹽蘇木云云」。

- (23) 『范太史集』卷二八「龍圖閣直學士知穎州蘇軾辭不允詔」。

- (24) これは『東坡詩』にはみえず、陳邇冬注「蘇軾詩選」卷二三、『東坡續集』卷二、『東坡外集』卷四に收める。なお小川環樹・山本和義『蘇東坡詩集』第三冊・一二四頁註を參照。

(25) 「送魯元翰少卿知衛州」(『東坡詩』卷二〇)は熙寧十年三月、開封城外にあった范鎮の別墅に寄寓中の作(施宿『年譜』、王文誥『總案』卷一五)とされるもので「憶う錢塘に在りし歳、情好は弟昆に均し」と詠う。熙寧六年夏より三年の杭州通判時代をへて、この年三月の衛州赴任と考えることができる。

(26) 『集註分類東坡詩』(四部叢刊宋本、以下『東坡詩』)卷一七・沈諫議召遊湖不赴、明日得雙蓮於北山下、作一絕持獻、沈既見和又別作一首、因用其韻。

(27) 「牡丹記」(『東坡集』卷二四)に「熙寧五年三月二十三日、余從太守沈公觀花於吉祥寺僧守璣之圃」とあり、その折の韻が「吉祥寺賞牡丹」である。ただこの花見は「酒酣樂作、州人大集、金槃綵籃、以獻于坐者、五十有三人」といえば個人的な交りというより官民の親睦をはかる恒例の行事であつたらう。

(28) 『東坡詩』卷一七、「自徑山回得呂察推詩、用其韻、招之宿湖上」。王文誥の『總案』によれば熙寧五年七月一日、舟で餘杭へ向い、七日に法喜寺、翌八日に餘杭を出發して臨安の淨土寺に宿り、功臣寺をへて徑山をめぐる杭州に歸つたものであり、湖上に宿るとは鳳凰山下の昭慶寺前にあつた望湖樓で、「夜泛西湖」五首はこの時の作だといふ。

(29) 「曾元恕游龍山、呂穆仲不至」、『東坡詩』、『施注蘇詩』には採録なく『蘇文忠公詩合註』、『東坡續集』による。陳適冬『蘇軾詩選』は曾元恕を蘇軾の朋友とする。

(30) 『東坡詩』卷二三、「五月十日與呂仲甫周邠僧惠勤惠思清順可久惟肅義詮、同泛湖游北山」。この中、周邠は當時の錢塘縣令である。嘉祐八年(一〇六三)の進士で字は開祖、錢塘の人。『咸淳臨安志』卷六六に傳があり蘇軾との酬詠が多くみられる。惠勤・惠思は「臘日遊孤山、訪惠勤・惠思二僧」(『東坡詩』卷一七)などにみえる孤山報恩院の僧である。惠勤の傳は『咸淳臨安志』卷七〇にあり、蘇軾が最も早く親しんだ詩僧でもある。『東坡集』卷二〇の「六一泉銘敘」によ

れば、惠勤を紹介したのは歐陽脩であつたらしく「予到官三日、訪勤於孤山之下」といふ。のち蘇軾は「錢塘勤上人詩集敘」(『東坡集』卷二四)を寄せている。惠思の傳も『臨安志』卷七〇にあり、『臨川先生文集』卷三一、「和惠思韻二首」が示すように王安石とも交りがあつた。また歐陽脩とも親しかつたことは蘇軾の「哭歐公、孤山僧惠思示小詩次韻」(『東坡詩』卷二四)によつて推測される。清順・可久も『臨安志』卷七〇に列傳がある。清順字は怡然。彼が王安石と交りを持つたのは『冷齋夜話』卷六にみえる。蘇軾の「是日宿水陸寺、寄北山清順僧二首」(『東坡詩』卷一六)をみれば西湖北山の僧と考えられる。また「僧清順新作垂雲亭」(『東坡詩』卷九)によれば、のち杭州城外の寶嚴院に住したらしい。可久は字を逸老といい順怡然に對し久逸老と呼ばれたといふ。『佛祖統紀』卷二七の本傳には四明の開化寺に住したと記すが、蘇軾の「上元過祥符僧可久房、蕭然無燈火」(『東坡詩』卷二三)より、この頃には杭州の大中祥符寺の住僧であつたとみたい。惟肅と義詮については今のところ不明。

(31) 「寄呂穆仲寺丞」(『東坡詩』卷一六)

(32) 『皇朝文鑑』卷三九・王震の「奉議郎河北東路提刑呂仲甫可依前官充河北西路提刑」。『宋史』卷一七八・食貨上・崇寧二年條「北宋經撫年表」卷二・京西南路安撫使・兵馬巡檢・知鄧州條および同卷二・荆湖北路馬步軍都總管・知荆南軍府條。

(33) 『蘇文忠公詩合註』、『補注東坡編年詩』に依據する。

(34) 「往富陽新城、李節推先行三日、留風水洞見待」(『東坡詩』卷一)。

(35) 『咸淳臨安志』卷二九に「在楊村慈嚴院、院舊名恩德、有洞極大、流水不竭、頂上又一洞、立夏清風自生、立秋則止、故名」とあり、白樂天の「遊思德寺詩并序」(『白氏文集』卷二〇)などとともに蘇東坡の該詩を引いている。

(36) 「風水洞二首 和李節推」(『東坡詩』卷一)。

(37) 『咸淳臨安志』卷五二、「舊在雙門北、爲南北兩衙、今在豐豫門南、

有東西二廳」。

- (38) 『宋史』卷一五三・輿服志五・諸臣服下・公服。『宋會要』四四冊・輿服四之二八・公服。

- (39) 『夢溪筆談』卷三・辯證、「世以玄爲淺黑色、璫爲赭玉、皆不然也、玄乃赤黑色、鷩羽是也、故謂之玄鳥、熙寧中、京師貴人戚里、多衣深紫色、謂之黑紫、與烏相亂、幾不可分、乃所謂玄也」。

- (40) 『宋史』卷一五三・輿服五・士庶人車服之制、「神宗熙寧九年、禁朝服紫色近黑者」。

- (41) 梅原郁『宋代官僚制度研究』第三章第四節「監司」参照。

- (42) 『宋會要』一四五冊・食貨四九一一・轉運、「凡十八路、其京東京西河北河東陝西淮南浙西諸路、各置使副、餘路不置副」。

- (43) 『長編』卷二一四「熙寧三年八月辛未、兩浙轉運使太常寺少卿賈昌衡、同提點刑獄南作坊使李惟寶、前轉運使光祿卿侯瑾、並降一官、昌衡仍降副使、餘各降一等差遣、坐不劾祖無擇苗振、又考振課績入中等故也」。また同卷二二三・「熙寧四年五月乙未、權鹽鐵副使潘宿權戶部副使、御史中丞楊繪言、宿非材、以兵部郎中賈昌衡、代之……」。

- (44) 『長編』卷二五六・熙寧七年九月戊申條に沈括の言として「近有旨、令兩浙路轉運使等、各提舉一州第二料水利、轉運司奏稱有未便、臣在本路、與監司日夕聚議凡半年、王庭老未嘗言有未便、今有此異同、乞行推究」とあり、また卷二六八「熙寧八年九月癸丑、詔罷兩浙轉運使王庭老・張靚、令於潤州聽旨」とある。張靚は淮南東路轉運使であった。ただし『長編』卷二六八・熙寧八年九月辛巳條には「兩浙轉運副使王庭老」とあり、いずれが正しいのか決定しがたい。なお王庭老は熙寧九年正月に「兼提舉權轉運司」とみえる(『宋會要』七四冊・職官二七―三九)。

- (45) 小川氏などは仁宗朝の宰相陳堯佐、字希元の長男とするが誤りである。陳堯佐(『宋史』卷二八四)は閩州閩中の人、陳襄は葉祖洽撰の「古靈先生行狀」(『古靈集』)に「其先本光州固始人、當五代之末、

隨王(審知)氏入閩、因家于閩之福唐、今爲福唐人」という。

- (46) 『古靈集』卷八「論三司條例乞行均輸法劄子」、「論王安石劄子」。

- (47) 『宋史』卷三二一、陳暉『古靈先生年譜』。

- (48) 『宋史』本傳は樞密直學士知通進銀臺司兼侍讀という。

- (49) 「和子瞻沿牒京口懷西湖寒食出遊見寄二首」、「和子瞻沿牒京口懷吉祥牡丹見寄」、「和子瞻吉祥冬日牡丹詩三首」など。

- (50) 『東坡詩』卷九は「望海樓晚景五絕」に作る。

〔追記〕校正を終った段階で近藤一成氏の昭和六一・六二年度文部省助成費研究報告書中の「入宋僧成尋の入國手續について——宋代公據簡介——」を入手した。末尾に蘇軾のことに觸れられているが「日宋交通路の再検討」を口頭發表したとき言及したこともあり、本文ではあえておことわりしない。なお近藤氏は杭州牒を公據である可能性が高いとされる。